

Q9-7. 営利事業所得税確定申告書への関連者および関連者取引開示義務者について教えてください。

営利事業所得税確定申告書への関連者および関連者取引の開示は、年間収入総額(営業収入と営業外収入の合計額、以下同じ)がNT\$3,000万以上で、かつ以下の条件のいずれか1つを満たした営利事業者に作成が義務付けられています。

1. 台湾外に関連者が存在する者。
2. 租税減免措置を受けている者または欠損金を繰越控除している者。ただし、当年度の法人税減免額がNT\$50万以下あるいは欠損金の繰越控除額がNT\$200万以下の者は除く。
3. 上記1.2.以外で年間収入総額がNT\$3億以上の者。

ただし、全ての関連者間取引を開示することが要請されているわけではなく、開示対象は以下の条件にあてはまるものとされています。

1. 関連企業との取引

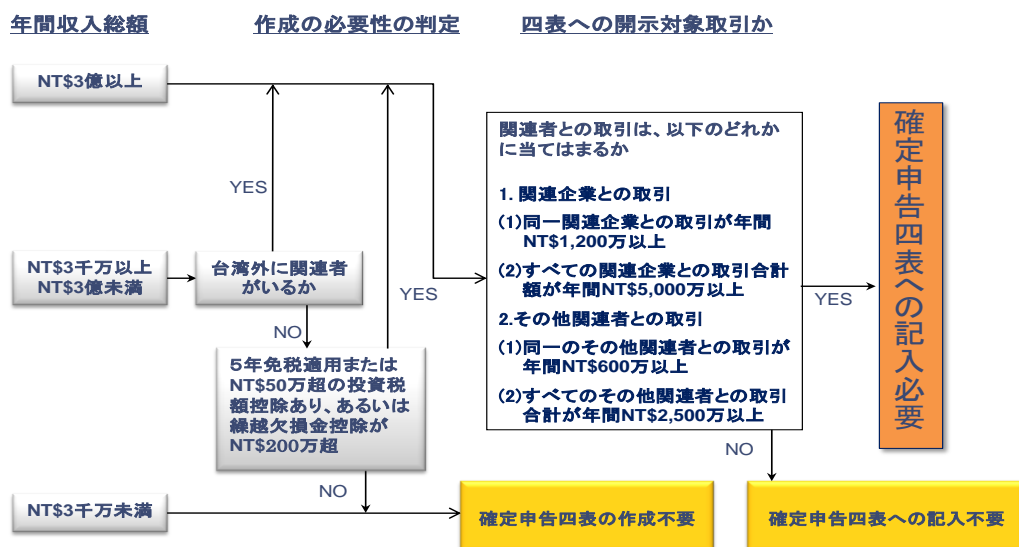
- (1) 同一関連企業と年間NT\$1,200万以上の取引がある場合の当該取引とその関連企業の情報
- (2) 全ての関連企業との取引合計額が年間NT\$5,000万以上の場合の当該取引とその関連企業の情報

2. 関連企業以外の関連者との取引

- (1) 関連企業以外の同一の関連者と年間NT\$600 万以上の取引がある場合の当該取引とその関連者の情報
- (2) 関連企業以外の全ての関連者との取引合計額が年間NT\$2,500 万以上の場合の当該取引とその関連者の情報

なお、これらの金額は、絶対額の合計で計算し、資金の貸借の場合は、加重平均残高に財政部が決定した当該年度の非金融業者向けの貸付利率の最高値を用いて計算した金額によることとされています。

次の図は、確定申告四表の作成の要否を判断するためのフローチャートです。



**お願い:**

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合会計事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。